

平成28年第1回森町議会4月会議会議録 (第1日目)

平成28年4月26日(火)

開議 午前10時00分

閉会 午前10時36分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5号 平成28年度森町一般会計補正予算(第1号)
- 9 諮問第 1号 蛭谷漁港公有水面埋立に関する同意について
- 10 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 11 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について

○出席議員(16名)

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君
10番 久保 友子 君	11番 木村 俊広 君
12番 西村 豊 君	13番 堀合 哲哉 君
14番 松田 兼宗 君	15番 宮本 秀逸 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	片 野 滋 君

会計管理者兼 出納室長 監査委員	佐々木	陽市郎	君
総務課長	池田	勝元	君
砂原支所長	木村	浩二	君
税務課長	落合	浩昭	君
収納管理課長	山田	真人	君
住民生活課長	池田	仁志	君
保健福祉課長	島田	宏信	君
保健福祉課参事	住吉	英勝	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	千葉	正一	君
水産課長	金丸	由起子	君
水産課参事	黒川	安明	君
地域振興課長	岩瀬	英一	君
町民サービス課長	角野	雄平	君
保健対策課長	伊賀野	美子	君
教 育 長	若松	幸弘	君
学校教育課長	香田	隆	君
社会教育課長	安藤	仁	君
兼公民館長	宮崎	弘光	君
図書館長	中島	将尊	君
体育課長兼 体育館長兼	金丸	孝也	君
青少年会館長	澤田	勝則	君
生涯学習課長	渡邊	義教	君
生涯学習課参事	金丸	義樹	君

○出席事務局職員

事務局長	藤田	司志	君
議事係長	村本	政	君
庶務係長	喜田	和子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について

- 5 議案第 5号 平成28年度森町一般会計補正予算（第1号）
- 6 諮問第 1号 蛭谷漁港公有水面埋立に関する同意について
- 7 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 8 発議第 1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成28年第1回森町議会4月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、4月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

ここで会議に先立ち、本日は熊本県を中心とした九州の地震で被災されました犠牲者に対し黙祷をささげたいと思います。震災により親しい人を失った悲しみはいえず、地域の住まいの再生、犠牲となられた多くの方々に対し、議会、町、傍聴席の皆様と深く哀悼の意を表するため、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いします。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（野村 洋君） 黙祷を終わります。

着席ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、松田兼宗君、15番、宮本秀逸君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部

を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） それでは、議案第1号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点をご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきますので、森町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表を資料の1として提出しておりますので、ごらん願います。

2ページをお開きください。条例第4条第2項第1号及び第2号の規定は、審査の申し出に関して審査申し出書に記載すべき事項を追加しようとするものです。現行の同項第2号以下は繰り下げとします。

条例第4条第3項の規定の改正は、関係法令による用語と適用条文の整備をしようとするものでございます。

条例第4条第6項の規定の追加は、審査の申し出に関し代表者もしくは管理人、総代または代理人がその資格を失ったときに係る規定の追加をしようとするものです。

2ページ下段から3ページ上段です。条例第6条、書面審理に係る規定の改正は、同条第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項同条第3項とし、同条第2項と第5項に委員会に対する弁明書の提出方法と審査申し出人から反論書の提出があったときに係る規定を追加しようとするものでございます。

資料の4ページ中段から5ページです。現行条例第10条第1項中、第3条を第7条から第9条までに改め、同条を第12条とし、第11条を第13条とし、同条に決定書の作成に関して当該決定書に記載すべき事項を追加し、現行の第12条以下を繰り下げます。

資料3ページ中段に戻っていただきまして、条例第10条、手数料の額等に係る規定の追加は、第1項において審査申し出人に交付する書類に係る手数料の額を複写機により出力された用紙1枚につき白黒のもの10円、カラーのもの20円と定め、同条第2項において当該手数料の徴収規定を整備しようとするものでございます。

資料4ページです。条例第11条、手数料の減免に係る規定の追加は、条例第10条の書類交付に伴う手数料の減免規定を整備しようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、最後のページです。附則についてご説明いたします。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

第2項は、適用区分の規定を整備したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第2号 森町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長(山田真人君) 議案第2号 森町税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、第1条、森町税条例の一部改正の改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町税条例新旧対照表を資料の2として提出しておりますので、ごらん願います。

2ページをお開き願います。条例第18条の2第1項、災害等による期限の延長に係る規定の改正は、関係法令の改正による不服申し立て制度の審査請求への一元化に伴う用語の整理をしようとするものでございます。

2ページ中段から3ページ、条例第19条、納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金の規定の改正は、地方税法の改正による適用条文の整備と同条第5号及び第6号において延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとされたことに伴う規定の整備をするものでございます。

条例第34条の4、法人税割の税率に係る規定の改正は、地方税法の改正により法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられることに伴い、税率を現行の100分の12.1から100分の8.4に改めようとするものです。

4ページから9ページです。条例第43条、第48条、第50条の規定の改正は、地方税法の改正による字句の整理と普通徴収に係る個人町民税及び法人町民税の修正申告等に伴う税額更正時の延滞金の計算に係る規定の整備をしようとするものでございます。

資料10ページです。条例第56条の改正は、地方税法の改正に伴い独立行政法人労働者健康福祉機構を独立行政法人労働者健康安全機構に改め、適用条文の整備をしようとするものでございます。

11ページ上段、条例第59条、固定資産税の非課税の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものでございます。

条例附則第6条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る規定の新設は、地方税法の改正により平成30年度から34年度までの各年度分の個人町民税に限り当該医療費控除の特例を適用する規定の追加をしようとするものでございます。

11ページ下段から12ページ中段、条例附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る規定の改正は、地方税法の改正により同条第4項の適用条文の項ずれによる条文の整理及び同条第7項から第11項の追加は、新たにわがまち特例の対象資産となった特定再生可能エネルギー発電設備について固定資産税の課税標準の特例に係る規定を追加しようとするものでございます。

12ページ下段から13ページです。条例附則第10条の3第8項、新築住宅等に対する固定資産の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により固定資産税の減額特例に係る省エネ改修の要件が変更となったことに伴う申告規定の整備をしようとするものでございます。

続きまして、第2条、森町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、資料の14ページから17ページ、条例附則第5条、町たばこ税に関する経過措置に係る規定の改正は、地方税法の改正に伴う適用条文の整理及び用語の整理をしようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、後ろから2枚目です。附則についてご説明いたします。施行期日、第1条は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に係る経過措置の規定を整備しようとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） 議案第3号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきますまして、森町国民健康保険税条例新旧対照表を資料の3として提出しておりますので、ごらん願います。

資料の2ページから3ページ、条例第23条第1項第2号及び第3号、国民健康保険税の減額に係る規定の改正は、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の改正であります。5割軽減の基準につきましては、被保険者等1人につき加算する金額を26万円から26万5,000円に、2割軽減の基準につきましては被保険者等1人につき加算する金額を47万円から48万円に改めようとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。施行期日、第1条は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

第2条は、適用区分の規定を整備したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（島田宏信君） それでは、議案第4号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をごらんください。あわせて提出しております資料4でご説明いたします。

まず、多子世帯の軽減については、子ども・子育て支援法の中で保育所に2人以上入所している場合、第2子の保険料を半額、第3子以降は保険料を無料にすると規定しております。国の規定が適用されるのは、新制度に移行した認可された幼稚園、保育所、認定こども園です。町では、軽減を町単独で拡大し、2人以上同時入所している場合、第2子以降は無料とし、子育て世帯の支援を行うものです。

制定理由につきましては、森町立保育所、認可保育所5カ所の保育料を平成28年4月から2人以上同時入所している場合、第2子以降を無料にするため、認可保育所ではありませんが、同じ町立保育所の観点からへき地保育所にも適用し、ひとり親等世帯の軽減もあわせて実施するために一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用します。

ご審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） これで町運営の保育所がこの制度を利用することによって大変父兄が助かるということで、ありがたい制度だなと、このように思っております。

それで、このほかに無認可保育園が鳥崎と駒ヶ岳にあります。これについて、何か今回の制度設立に当たって議論されたのかどうか教えてください。

○住民生活課長（島田宏信君） それでは、ご質問にお答えいたします。

先ほども説明しましたとおり、適用される場所は認可された幼稚園、保育所、こども園となっております。ですから、対象外となっておりますので、話し合い等はしておりません。

○4番（黒田勝幸君） 無認可保育園といえども、同じ町民なのです。そういうようなことで、実はきのう鳥崎と駒ヶ岳調べてまいりました。そうしたら、鳥崎については現在在籍している児童数は28名でした。それで、2人以上の世帯は6世帯でございました。それから、鳥崎につきましては現在12名です。それで、2世帯でございました。これについて、この運営については町から補助金をそれぞれいただいて運営しております。それは、無認可ということだからしょうがないといえましょうがないのだけれども、やはり同じ町内に住んで同じあれを受けているわけでございますので。

それと、鳥崎については保育料が1万4,000円でした。駒ヶ岳については、保育料が1万5,000円でした。濁川の場合は、調べたら1万1,000円なのです。それは、町運営と無認可だから仕方ないのだけれども、私はやはりできたら、財源かかるのだけれども、雑駁に計算してみますと、鳥崎は1万4,000円と6人掛けると10万8,000円です。駒ヶ岳については1万5,000円の2名ですから36万で、合計で136万8,000円かかるのです。町の財政も大変な

のはわかりますけれども、この辺今後検討していただきたいなど、このように思いますけれども、課長、いかがですか。

○副町長（片野 滋君） 私のほうから答弁させていただきます。

今ご指摘のありました無認可と申しますか、各町内会が運営されている保育所でございます。これらにつきまして今担当課長からそのように答弁いたしましたけれども、今ご指摘のとおりだと私も思っております。

ただ、今黒田議員もおっしゃいましたとおり、各保育所に補助金として町から支出されております。それらについても変更が生じることになりますので、これから各町内会、また運営委員会のほうとも協議させていただいて、できるだけよい方向に持っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町一般会計補正予算の第1回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ98億3,535万1,000円とするものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。款3民生費、目1社会福祉総務費、節11需用費、また19負担金補助及び交付金の1,961万6,000円、これを町内会への補助金を減額いたしまして、同額町の電気料へ増額をするものでございます。この理由につきましては、防犯灯をLED化する上で町内会が所有していた防犯灯を町へ寄附していただくという事務作業をしてきましたが、予想以上にスムーズに進んでおります。そのため、町の電気料として

不足額が生じたため同額を入れかえするというものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第9、諮問第1号 蛭谷漁港公有水面埋立に関する同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、諮問第1号についてご説明申し上げます。

本諮問は、蛭谷漁港の水産物供給基盤機能保全事業に関し公有水面埋立に係る同意について議会の議決を要するものでございます。

出願者は北海道、住所、札幌市中央区北3条西6丁目、出願者の代表者は北海道知事、高橋はるみ、埋立位置は北海道茅部郡森町字蛭谷町638番地先の公有水面でございます。埋立区域面積は907.52平方メートルでございます。埋立地の用途は、漁港施設用地のためでございます。埋立に関する工事の施工に要する期間は5年、平成28年4月から平成33年3月まででございます。

なお、資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから諮問第1号について質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、諮問第1号は、同意することに決定しました。

◎日程第10 同意第1号

○議長(野村 洋君) 日程第10、同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(梶谷恵造君) ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております長瀬敏文氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。

長瀬敏文氏は、平成20年5月から長きにわたり今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に取り組まれるなど、町民からの信頼も厚く適任であると思われまます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから同意第1号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第10、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第11 発議第1号

○議長(野村 洋君) 日程第11、発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長(山田 誠君) 発議第1号 森町議会会議条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨を申し上げます。

地方自治第102条の2第6項で通年議会は条例で定期的に会議を開く日、これを定例日と

っていますが、を定めなければならないと規定されており、森町議会でもこの規定に基づき森町議会会議条例第4条で定例日を定めております。現在の規定は、6月と12月で第2火曜日及び同水曜日を定例日としております。ところが、この規定ではこの2日が連続した日とならない年があることが判明いたしました。お手元に差し上げております別添の資料、現行法と改正案、それと新旧対照表を参考にさせていただきたいというふうに思います。

つきましては、今回これを解消すべく6月と12月の定例日については第2火曜日及び同水曜日を第2週の火曜日及び水曜日とするものであります。

以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから発議第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

◎立起の表明

○議長（野村 洋君） ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 議場における貴重なお時間をいただき、感謝を申し上げます。

先に4月14日、熊本県益城町の震度7に始まりました九州熊本地震により犠牲になられました49名の方々のご冥福と行方不明になられている方並びにご家族、さらに大けがなどをされた方、あわせて現在も避難生活を余儀なくされております多くの方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く地震などが終息されることを心から願うところでございます。

我が町も一員であります北海道町村会では、私も出席いたしました先週4月21日の定期総会におきまして1,000万円のお見舞金を満場一致で決議をいたしました。森町といたしましても支援できることがあれば、さらに協力していく所存であります。

さて、平成28年度執行方針並びに予算編成に際しましては、3月会議におきまして貴重なご意見、ご提言をいただき、まことにありがとうございました。また、本日の臨時会における提案に対しましてもご理解をいただき、あわせて感謝を申し上げます。本会議の議

案承認をいただき、平成28年度の町政執行に対する基本的な体制はほぼ整えたものと判断をしているところでございます。

平成24年10月、町民の皆様方から町政の負託をいただき、与えられました任期もあと半年ほどとなりましたが、これまで全力で取り組ませていただけてまいりました。この間、森町議会議員の皆様方には厚いご理解とご支援をいただき、感謝を申し上げます。先般より議員の皆様方を初め多くの町民の皆様方、あわせて後援会からも次期の動静に対する強いご声援をいただけてまいりました。私は、この要請を重く受けとめ、明るく安心して暮らせる森町の創造に向け継続して取り組むために、本年秋に予定されております町長選挙に再び挑戦してまいりたいと意を決したところでございます。町民の皆様並びに町議会議員の皆様方にはよろしくお願いを申し上げます。

貴重なお時間をいただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げ、ご報告とさせていただきます。ありがとうございました。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成28年第1回森町議会4月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成28年第1回森町議会4月会議を終了いたします。

休会 午前10時36分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

平成28年4月26日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員